

第1回 武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会

議 事 録

日 時 : 平成23年9月14日 10:00~12:00
場 所 : 尼崎市女性センター・トレピエ 3階 トレピエホール
出席者 : 別紙出席者名簿のとおり

脇舛副課長 定刻となりましたので、これより「第1回 武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会」を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当させていただきます事務局の脇舛と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、本委員会の成立の関係です。本委員会の委員は、全員で11名となっています。本日は10名の委員の皆様にご出席をいただいております。本委員会の設置要綱第5条第2項の規定により本委員会は成立していることをご報告させていただきます。設置要綱については、後ほど説明をさせていただきます。

なお、本日の委員会につきましては公開という形にさせていただいておりますことをあらかじめご了承願います。

それでは、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。

まず、本日の議事次第、続きまして出席者名簿、次が座席表です。続きまして、資料1-1、本委員会の設置要綱、資料1-2、本委員会の運営要領(案)、資料1-3、本委員会の公開要領(案)、資料2-1、武庫川水系河川整備計画、資料2-2、武庫川の川づくり、これは武庫川水系河川整備計画のパンフレットです。資料2-3、武庫川水系河川整備基本方針、資料2-4、武庫川流域総合治水推進計画、資料3、今年度の取組状況および今後の予定となっております。参考資料として、武庫川水系河川整備計画のリーフレットをお配りしております。また、委員会資料ではございませんが、9月23日にアルカイクホール・オクトで開催されますシンポジウムの案内チラシもお配りしております。こちらは、席にまだ空きがございますので、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

次に、傍聴をされる皆様にお願いがございます。傍聴される方へのお願いという用紙をご覧くださいと思います。発言、写真撮影等については、記載のとおりですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

委員会の活動状況を記録に残すため、事務局の方で撮影を行います。これは、公表する目的ではなく、内部の記録用に撮影するものですので、ご了承いただきますようお願いいたします。

なお、委員会の議事終了後傍聴の方からの意見をお聞きする時間を10分程度設ける予定です。用紙の裏側に注意事項を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。また、アンケート用紙もお配りしております。ご意見、ご感想等を記入していただき、出入り口に設置しておりますアンケート回収箱に投函いただけましたらと思います。

最後に、本日は、マスコミ取材ということで、朝日新聞社、神戸新聞社、NHK、サンテレビから取材の申し込みを受けております。併せてよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、兵庫県県土整備部の田中土木局長からご挨拶を申し上げます。田中局長 おはようございます。土木局長の田中です。本日は、第1回武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会を開催しましたところ、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうご

ざいます。委員の皆様方には、この委員会だけではなく、兵庫県政のいろんな分野で日々ご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、今年、平成 23 年もいろいろな災害が頻発しております。去る 3 月 11 日、東日本大震災では、津波が起き大きな被害がございました。兵庫県では、いつか来るであろう東南海・南海地震に備え、現在その対策を検討しているところです。また、今月初めには台風 12 号が近畿地方を直撃し、紀伊半島を中心に大雨が降り、紀伊半島では非常に大きな被害がありました。犠牲となられた方々には心から哀悼の意を表したいと思います。

降雨災害としましては、兵庫県も非常に多くの事例がございます。最近では、平成 21 年に、佐用で過去に経験したことがないような大雨がございました。また、その前の平成 16 年には、但馬、淡路におきまして集中豪雨があり、これもまた大きな被害があったところです。最近は、都市化が進み、流域の保水機能が低下しつつあると思います。

一方で、先ほど申し上げたような集中豪雨が多発しており、今まで進めておりましたような河川整備、いわゆる川の中だけで洪水を処理するというだけでは非常に難しい状況になりつつございます。そのため、川の中の対策というのは従前どおり着実に進めていかなければいけないことは当然のことではあります。これに加え、校庭とか公園、あるいはため池などを活用して雨水を一時的にためるいわゆる流域対策、また想定を超えるような洪水が発生しても被害を最小限に抑えられるような日ごろの減災対策が重要視されつつあります。そういったものを組み併せて総合的な治水対策を行うことにより、流域全体の防災力の向上に取り組んでいかなければいけないと考えております。

武庫川では、6 年半という長い時間をかけていただき、流域委員会の審議などを経て、このたび総合治水を柱とする武庫川水系の河川整備計画を取りまとめることができました。兵庫県の河川整備計画の中で、本格的に総合治水というものに取り組んだ初めての事例です。今後は、武庫川をいわゆるトップランナーとし、兵庫県として全県で総合治水というものに取り組んでいきたいと考えており、今年度为目标に条例の制定も進めようとしているところです。

武庫川流域圏の安心安全のため、またトップランナーとしての役割を果たすためにも、武庫川水系の河川整備計画を着実に推進していく必要があるかと思っております。そのためにも、フォローアップ委員会というのは非常に大事な役割を果たすところと思っております。委員の皆様方には、計画の推進に向けより効率的な推進方策、あるいは効果的な手法、その他、活発にご議論いただきまして、我々はその計画を着実に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。この委員会が武庫川の安全安心のために有益なものとなることをお願いいたします、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。

今日はどうもありがとうございます。

脇舛副課長 本日は第 1 回ということですので、議事次第 4 の議事「(1)委員会の設置について」までの進行は事務局の方でさせていただきます。

改めまして、委員の皆様のご紹介をお手元の名簿の順にさせていただきます。

学識経験者といたしまして、宇田川委員でございます。

続きまして、上南木委員でございます。

竹林委員でございます。

服部委員でございます。

道奥委員でございます。

次に、地域住民等といたしまして、関委員でございます。

垣崎委員は、本日所用のため欠席でございます。

室屋委員でございます。

市嶋委員でございます。

大北委員でございます。

北添委員でございます。

次に、関係行政機関出席者として、配付資料に記載しておりますとおり、兵庫県及び流域市の関係部署より出席しております。時間の都合上、最前列の職員のみ紹介させていただきます。

田中土木局長です。

笹倉武庫川総合治水室長です。

勝野武庫川総合治水室課長補佐兼武庫川企画係長です。

宮永河川整備課課長補佐兼都市河川係長です。座席表では糟谷河川整備課長となっておりますが、急遽出席できなくなりましたので、宮永が着席しております。ご了承願います。

樋口西宮土木事務所武庫川対策室長です。

最後に、私、総合治水課副課長の脇舛でございます。

それでは、議事次第に従い議事を進めさせていただきます。

議事の(1)委員会の設置について、事務局より説明させていただきます。設置要綱から順に説明をさせていただきます。

勝野課長補佐 資料 1-1、武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会設置要綱をごらん下さい。フォローアップ委員会につきましては、整備計画の中にその設置が位置づけられております。このことから、要綱につきましては9月1日付にてあらかじめ制定をさせていただいております。上から順に説明をさせていただきます。

第1条(設置)は、武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会、以下フォローアップ委員会と言わせていただきますが、フォローアップ委員会は、河川整備計画に基づき河川整備計画の着実な推進を図るため、同計画に位置づけた施策や事業の実施状況などについて、学識経験者や地域住民などに報告し、意見を聞くことを目的として設置しております。

第2条(所掌事務)です。2点ございまして、1点目は、河川整備計画に位置づけた施策や事業の実施状況に関すること、2点目が、P D C Aサイクルの考え方に基づいた前号の進行管理の仕組みに関すること、以上2点です。

第3条(組織)では、組織について書いています。1枚めくっていただきますと、今回の委員の方々の名簿となっております。委員の選定の考え方につきましては、学識経験者の先生方は、河川整備計画を推進していく上で、特に、治水と環境の2つの分野につきましては専門的な知見に基づいた意見をいただく必要があると考え、治水の分野から3名の先生、環境の分野から2名の先生に就任していただいております。また、地域住民等ということで、河川整備計画を推進していく上では地域住民の理解と協力が必要です。このため、地域住民の視点から意見を聞く必要があると考え、まず流域市としまして、基礎自治体として住民に直に接しておられるとともに、河川管理者とは異なる行政の客観的な立場からご意見をいただきたいということで就任していただいております。地域団体代表の方には、生活者の視点からご意見をいただきたく就任していただいております。また、公募委員の方につきましては、川に関する地域活動を行っている立場からご意見をいただきたいということで就任していただいております。なお、流域市、地域団体代表につきましては、上流域、下流域からそれぞれ1名ずつ就任していただいております。

第4条(委員長)では、委員会には委員長を置くとなっております。委員長につきましては、委員のうちから知事が指名すると第4条第2項で規定をしております。委員長につきましては、兵庫県河川審議会の治水部会長、環境部会員として、河川整備計画の審議に携わっていただき、また治水、環境の両面から俯瞰できる見識を有する先生ということで、道奥先生をお願いしております。

第4条第4項では、委員長の代理ということで、あらかじめ委員長が指名することを規定しております。

第5条(会議)として、会議の成立ですが、先ほど司会から説明があったとおり、過半数で成立という規定を設けております。

第6条(委員の責務等)は、守秘義務等に関する委員の責務などについて規定しております。

第7条(謝金)、第8条(旅費)は、謝金、旅費に関する規定、第9条(事務局)は事務局について、第10条(補則)は補則について、それぞれ規定しております。

以上です。

脇舛副課長 説明は以上ですが、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。

竹林委員 確認ですが、PDCAサイクルを回す時のPが今一つ解りづらいです。今回のフォローアップ委員会では、河川整備計画そのものの修正などは議論しないかと思えます。そうすると、Pは河川整備計画ではないわけですね。どういう回し方をするのが今一つイメージがつかめない。この委員会では、河川整備計画に対してアドバイスするぐらいに留めておき、修正自体は別の委員会で議論するという理解でよろしいでしょうか。

勝野課長補佐 いただいたご意見のとおりです。この委員会は、既に策定しております河川整備計画について、それを着実に推進していくという観点からご意見を頂戴するというふうを考えております。PDCAサイクルのPにつきましても、整備計画そのものではなく、これから具体的に全体的な工程を立てていきますので、それを例えば5年で区切って、その間にやるべきこと、も

しくはその間で成果指標的なものを設定して、それをP D C Aで回していくというように考えております。

脇舩副課長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、続きまして、運営要領（案）について事務局より説明をさせていただきます。

勝野課長補佐 資料1-2、フォローアップ委員会の運営要領（案）ですが、これと、後ほどご説明します資料1-3の公開要領（案）につきましては、具体的にフォローアップ委員会の運営に関することですので、（案）ということでお諮りしたいと思います。

資料1-2、運営要領について説明をさせていただきます。

第1条（趣旨）です。先ほどご説明しました要綱第10条の規定に基づき、議事及び運営に必要な事項を定めるということです。

第2条（議事）は、議事についての規定です。委員長は、委員会の会議の議長となる。

第3条は、「会議において発言しようとする者は、名を告げ議長の許可を得なければならない。」と規定しております。

第4条（代理出席）についてです。

第4条第1項には、「地域住民等の委員（公募の委員を除く）は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。」第4条第2項には、「代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。」と規定しております。

第5条（会議の公開）については、「会議は、その運営に関する議事を除いて公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員の協議により会議を公開しないとしたいときは、この限りでない。」と規定しております。

第5条第1項第1号では、「情報公開条例第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について報告を受け意見を述べる場合」と規定しております。公開条例の第6条とは、例えば個人に関する情報とか、公にすることにより正当な利益を害するおそれがあるような場合です。

第5条第1項第2号では、「会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合」と規定しております。

第5条第2項では、「会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。」と規定しております。

第6条（議事録）についてです。「委員会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。」と規定しております。

記載内容は、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の内容、その他会議において必要と認める事項としております。

第6条第2項では、「議事録は、議長及び議長が指名する委員1名が署名して確定する」と規定しております。

第6条第3項では、「議事録は、会議を公開した場合は公開とし、会議を非公開とした場合は非公開とする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない」と規定しております。

以上です。

脇舛副課長 説明は以上のとおりですが、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

勝野課長補佐 資料の中で、1点不備がございますので、訂正をさせていただきます。申しわけございません。

第4条第2項、「代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。」と記載しておりますが、ここは、会長ではなく、委員長が正しい規定ですので、訂正させていただきます。

脇舛副課長 ただいまの訂正の件は、第4条第2項、「代理人は会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。」となっておりますところ、「会長」ではなく、「委員長」に訂正ということですが。

以上の訂正のところも含めまして、この要領(案)でご承認いただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

それでは、この運営要領(案)は、先ほどの修正箇所の修正と(案)を取るということで、附則の施行期日につきましては、本日、平成23年9月14日を入れることといたします。

次に、公開要領(案)について事務局より説明させていただきます。

勝野課長補佐 資料1-3、フォローアップ委員会公開要領(案)について説明をさせていただきます。

第1条(趣旨)について、フォローアップ委員会運営要領の「第5条」と記載すべきところを、「第4条」と書いてありますが「第5条」の間違いです。訂正させていただきます。第5条第2項の規定に基づき、公開に関し必要な事項を定めるということですが。

第2条(傍聴人)では、「傍聴人とは、委員会の許可を得て、委員会を傍聴する者をいう。」と規定しております。

第3条(委員会の開催の周知)では、「委員会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の1週間前までに、一定の方法により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。」と規定しております。

第3条第2項では、「周知の内容は、委員会の名称、日時、場所、傍聴手続、その他必要な事項とする。」と規定しております。

第4条(傍聴人の定員等)では、「傍聴人の定員は、会場の適正人員を超えない範囲で一定の傍聴席を設け、より多くの傍聴が得られるよう定めるものとする。」と規定しております。

第5条(傍聴の申出等)では、「傍聴を希望する者は、会議の当日、委員会の開会予定時刻の30分前までに、傍聴申出書に所要事項を記入の上申し出なければならない。」と規定しております。

第5条第2項では、「傍聴の受付は、先着順により行い、申出者が定員を超える場合は、委員会開会前に傍聴の申出順で抽選により決定する。」と規定しております。

第5条第3項では、「第1項の規定にかかわらず、傍聴を希望する者が定員に満たない場合には、委員会開始後も、定員に達するまで傍聴の上申を認める。」と規定しております。

第6条(傍聴席)では、「傍聴席は、委員会の委員長がこれを指定する。」と規定しております。

第7条(傍聴できない者)では、「次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。」ということで、第1号から第9号までの規定がございます。

他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者、はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者などです。

第7条第2項では、「委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、事務局員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。」と規定しております。

第7条第3項では、「委員長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。」と規定しております。

第7条第4項では、「児童及び乳幼児は審議会を傍聴することができない。ただし、同伴者が委員長の許可を得た場合はこの限りではない。」と規定しております。

第8条(傍聴人の守るべき事項)について、こちらも第1号から第9号までです。第1号は、「委員会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。」第2号は、「私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。」などです。第6号には、「会議室において写真撮影又は録画をしないこと。ただし、事前に委員長の許可を受けた場合を除く。」という規定もございます。

第8条第2項では、「前項第6号ただし書きの規定により、委員長の許可を得ようとする者は、許可願を委員長に提出しなければならない。」ということで、報道関係者は除くというようにしております。

第9条(係員の指示)では、「傍聴人は、すべて事務局員の指示に従わなければならない。」と規定しております。

第10条(傍聴人の退場)では、「傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。」と規定しております。

第1号「委員長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。」第2号「傍聴人が第8条及び前条の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき。」と規定しております。

第10条第2項では、「前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることとはできない。」と規定しております。

第11条(報道関係者の取扱)では、「報道関係者は、第4条及び第5条の規定に関わらず、公開の審議会を傍聴することができる。」と規定しております。

第11条第2項では、「第6条から第10条までの規定は、報道関係者が公開の審議会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。」と規定しております。

第 12 条（その他）は、「この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。」です。

申しわけございません。第 10 条の第 1 項第 2 号の「規定」の字が違っております。訂正いたします。

脇舛副課長 ただいま事務局の説明がございましたが、たびたび申しわけございません。訂正の箇所の確認をいたします。

第 1 条で、「この要綱は、武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会運営要領第 4 条第 2 項」となっておりますが、「第 5 条」に修正をお願いいたします。また、第 10 条の第 1 項第 2 号で、「傍聴人が第 8 条及び前条の既定」の文字を「規定」に修正をお願いします。

それでは、この公開要領（案）につきまして、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

道奥委員長 今ちょっと目についたんですが、第 7 条第 4 項で、「審議会」とありますが、これは「委員会」ですね。

勝野課長補佐 申しわけございません。第 7 条第 4 項の「審議会」は、「委員会」の間違いです。

併せて、第 11 条第 1 項、第 2 項にも「審議会」とございしますが、「委員会」の間違いです。

脇舛副課長 たびたび申しわけございません。今の件を確認いたします。

第 7 条第 4 項、「児童及び乳幼児は審議会」となっておりますところを「委員会」に、第 11 条第 1 項「報道関係者は、第 4 条及び第 5 条の規定に関わらず、公開の審議会」となっておりますのを「委員会」に、また第 2 項「第 6 条から第 10 条までの規定は、報道関係者が公開の審議会」というのも「委員会」に修正をさせていただきたいと思います。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、ただいまの修正箇所を含めましてご承認いただけるということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」）

それでは、公開要領（案）の（案）を取りますとともに、先ほどの修正箇所の修正、また附則のところの日付に、本日、平成 23 年 9 月 14 日を入れることといたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては委員長をお願いしたいと思います。道奥委員長、よろしくをお願いいたします。

道奥委員長 皆様、ご苦労さまです。委員会に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

ご指名によりまして、当フォローアップ委員会の委員長を仰せつかりました。また、この会議の進行を仰せつかっております。私、神戸大学で環境水理学、河川工学等を専攻して、教育研究に努めているものでございます。

ご案内のとおり、また後ほど事務局の方からも詳しくご説明があるかと思いますが、武庫川水系河川整備計画は大きな特徴が幾つかございます。そのうちの 1 つが、先ほど土木局長様からのご挨拶にありましたように、従来の河川の改修だけではなく、流域対策と減災対策という柱を位置づけた総合治水対策という特徴がございします。総合治水対策というのは、今に始まった対策ではなく、首都圏とか大阪の寝屋川等、河道でそれ以上の対策が取れないような市街地が稠密化し

たようなところで、貯め物をつくるとか、浸透させるとか、そういう取り組みを昭和 50 年ぐら
いからされてきたわけです。そういう対策を、兵庫県は武庫川に始まって全域に広げようという
非常に斬新な考え方を取っておられるということで、整備計画を進める上で新しい課題、問題等
が出てくるかと思いますが、フォローアップ委員会の中でぜひその課題を見つけていただきまし
て、いろいろご意見をいただきたいと思います。

河道だけの対策では、河川という事物を対象に、主に工学的な手段で河川整備を進めてきたわ
けですが、総合治水に位置づけますと、河川以外に、社会とか人とか、さまざまなステークホル
ダーを巻き込んでいく整備計画、河川対策になろうかと思いますが。そうしますと、いろいろなと
ころでコンフリクションを生むと。これは人の社会ですからやむを得ないところですが、工学的
なアプローチだけでは片づけることができないような課題についても、ぜひともご意見をいた
だきたいと思います。

もう 1 つ大きな特徴として、自然環境に関して、後ほどご説明があるかと思いますが、2 つ
の大きな原則が設定されております。全国河川の整備計画の中で、そのようにダイレクトに明記
されたものはございませんので、これも非常に新しい取り組みであろうかと思いますが。

3 つ目の大きな特徴は、この委員会自身だと思います。河川整備計画を進める上で、こういう
フォローアップの組織ができていると、今までは河川管理者の方でご担当いただいていた部分を、
フォローアップ委員会も連携して整備計画の着実な実行を見守っていく、あるいは点検をしてい
く、そういう特徴があるかと思いますが。

いずれにしましても、河川整備計画は非常に多くの議論をいただいてでき上がったものです。
これを一つのバイブルとして、これを遵守しながら着実に計画が進められますように、この委員
会は非常に大きな責務を担っているかと思いますが。また、このフォローアップ委員会だけではな
くて、兵庫県の方ではいろいろな県民の方々と意見を交換するチャンネルを設定していただい
ておりますので、そういった多チャンネルでこのフォローアップ委員会を進めていただく、あるい
は支援していただくという部分も必要かと思っております。

最近では、河川の整備というのは自治体ごとに特徴的な進め方があると思っております。兵庫県
や他府県におきましても、地域ごとに特徴ある河川整備が進んでおります。しかし、兵庫県の武
庫川水系河川整備計画は、いろんな意味で初めての試み、先ほど土木局長様の方からトップラン
ナーという表現がございましたが、まさにそういうところが多々ございます。初めての試みで、
試行錯誤を余儀なくされることもあるかも知れませんが、皆様のご協力をいただきまして、
フォローアップ委員会を着実に役割を果たしていきますようお願いしたいと思います。

簡単ですが、ご挨拶を終わり、議事を進めさせていただきます。

それでは、先ほどご説明がありました委員会の設置要綱の第 4 条第 4 項に基づきまして、委員
長の職務を代理する委員を指名させていただきたいと思っております。

環境の問題に造詣が深く、武庫川水系の隅々までご存じの服部先生に委員長代理をお願いした
いと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

服部委員 了解いたしました。

道奥委員長 ありがとうございます。もう 1 点、議事録の署名人を指名する必要があると思います。運営要領の第 6 条第 2 項に基づきまして、議事録の署名人を指名させていただきたいと思います。

今日は第 1 回目ですので、重ねてのお願いで申しわけございませんが、服部先生の方でよろしくお願ひしたいと思ひます。

服部委員 了解いたしました。

道奥委員長 それでは、議事の 2 番目に進ませていただきます。

議事(2) 武庫川水系河川整備計画の概要について、事務局よりご説明をお願いします。

勝野課長補佐 議事の 2 つ目、武庫川水系河川整備計画の概要ですが、説明の前に、20 分ほどのビデオを用意しておりますのでスクリーンをご覧ください。

(ビデオ)

勝野課長補佐 引き続きまして、資料 2-1、2-2、2-3、2-4 により、武庫川水系河川整備基本方針、武庫川水系河川整備計画、武庫川流域総合治水推進計画の 3 つについて、ビデオと重複しないように補足説明をさせていただきます。

最初に、これまでの経緯について大まかに説明します。資料 2-2 のパンフレットの最後、22 ページをごらん下さい。下段の表がこれまでの経緯になっております。昭和 58 年に発生した洪水被害を契機として、昭和 62 年から下流域において河川改修事業に着手しております。これに加えて、洪水に対する安全性を一層高めるため、平成 5 年から武庫川ダム建設事業に着手いたしました。平成 12 年に、武庫川峡谷の自然環境に与える影響が大きいといったダム反対の声が大変大きくなり、また平成 9 年の河川法改正とか、県民の環境に対する関心の高まりなどを背景に、兵庫県知事が 2 点表明を行っております。1 つ目が、合意形成の新たな取り組みを行うということ、2 つ目が、総合治水対策についてゼロベースから検討するというものです。この平成 12 年の表明が、武庫川流域委員会の場でありまして、本日説明しております河川整備計画の出発点となっております。

この知事の表明を受けまして、平成 16 年 3 月に武庫川流域委員会を設置いたしました。また、ビデオに出ておりましたが、同じ平成 16 年のトピックとしまして、10 月に、昭和 62 年から進めておりました河川改修事業の整備水準を超える大きな規模の洪水がございました。武庫川流域委員会設置後、流域委員会では兵庫県と意見交換を重ねまして、平成 18 年 8 月に武庫川の河川計画に対する提言書を知事に対していただいております。この提言書を踏まえまして、その後も流域委員会の皆様と兵庫県で意見交換を重ね、河川整備の最終目標を定める武庫川水系河川整備基本方針を平成 21 年 3 月に策定しております。その基本方針を踏まえ、河川整備計画の策定に至っております。

なお、河川整備基本方針、河川整備計画につきましては、流域委員会の審議の他、パブリックコメントの受付や流域市長様の意見の聴取、国土交通大臣の同意などを経て策定に至っております。

まず、河川整備基本方針についてご説明いたします。資料 2-3 をごらん下さい。

武庫川におきましては、平成 21 年 3 月に河川整備基本方針を策定しております。ビデオの中でも説明がございましたが、河川整備基本方針は、武庫川の長期的な目標、つまり河川整備の将来目標、最終目標を定めた計画となっております。7 ページをお開きください。

「2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」です。ページの中ほどに丸のついた数字が 4 つございます。武庫川では、従来の河川整備の手法に加えて、特にこの 4 点の重要性を認識して川づくりに取り組むこととしております。読ませていただきます。

河道への負担を極力軽減させるため、流域内の諸施設を活用した流域対策により、河川への流出抑制を促進する。

築堤区間の堤防については、計画流量を安全・確実に流下させるため堤防強化を推進する。

武庫川峡谷を始め流域内に残された自然環境を保全するため、事業実施にあたっては、水系内で生物の生活環境の持続に十分配慮した計画を策定する。

阪神・淡路大震災の経験や少子高齢社会の到来を踏まえ、人的被害の回避に向けて多様な情報手段を活用した正確で迅速な防災情報の提供を進める。

次に、下から 2 段落目、「一方、近年地球規模での気候変動に起因する集中豪雨や渇水の深刻化が懸念され、自然や気象に関する新たな課題が指摘されている。そのため、想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標として、総合的な治水対策及び安定した利水対策を推進する。」と書いております。また、川づくりは参画と協働のもと実施すると記載しております。

このページに記載しております内容が、武庫川の川づくりに対する基本的な姿勢、考え方です。

次に、14 ページ、「河川の整備の基本となるべき事項」についてです。中ほどの表をご覧ください。治水計画上の基準点である甲武橋地点において、遊水地、ダムなどの洪水調節施設によって毎秒 910 立米、河道で毎秒 3,700 立米、それぞれ負担し、合計で毎秒 4,610 立米、これに右端、参考と書いてありますが、流域対策による流出抑制量の毎秒 80 立米を加えまして、将来的には毎秒 4,690 立米の洪水を安全に流すことを整備上の目標流量として定めております。

簡単ですが、以上が河川整備基本方針の要点です。

引き続き、河川整備計画についてご説明いたします。資料 2-2 のパンフレット、1 ページ、2 ページをお開きください。

武庫川水系河川整備計画は、大きな 2 つの特徴を有しております。1 つ目の特徴の「総合的な治水対策」に取り組むということにつきましては、ビデオの説明にあったとおりです。2 つ目の特徴として環境の「2 つの原則」というものを設けました。

原則 1 として、“流域内で種の絶滅を招かない”としております。河川整備に当たっては、武庫川に生息・生育する種の絶滅を招くことのないよう必要な対策を行って行きます。

原則 2 は、“流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する”というものです。

パンフレットの 15 ページ、16 ページをお開きください。この図は、武庫川水系全体の自然環境を評価し、その重要度を示したものです。左側の図が、環境の「2つの原則」の視点から見た守るべき自然環境を示した図です。図の着色のある区間を優れた「生物の生活空間」と呼んでおります。着色の箇所は、各写真の下に記載している 10 個の保全指標のいずれかに該当する箇所となっております。指標が重なるほど重要度も高くなります。例えば、三田市と篠山市の市境あたりは、保全指標が多数重なる青色をしております。水系全体の視点から見て、非常に貴重な空間であると言えます。河川整備におきましては、流域内に残る優れた「生物の生活空間」の総量を維持する。この原則を守るため、必要な対策を行うこととしております。

武庫川では、生物種や生物の生活空間といった自然環境の状態を広域的かつ定量的に把握しております。環境の「2つの原則」とは、工事後もこの総量の維持に取り組むというものです。自然環境を定量的に評価して、その総量を維持しようとする環境の「2つの原則」は、全国的にも初めての取り組みです。

右側の黄色い枠で囲んだ図は、武庫川の自然環境をより良いものとするために、改善すべき自然環境として評価した結果を表したものです。着色のある区間を、配慮を検討すべき「生物の生活空間」と呼んでおります。こちらも、各写真の下に記載している 7 つの改善指標のいずれかに該当する箇所となっております。指標が重なるほど自然環境の面から見て状態がよくない区間になります。これらの区間については、改善効果の高い箇所を重点化し、改善とか再生に取り組んでいくこととしております。

これらの取り組みにより、武庫川を特徴づける多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全、再生に努めて行きます。

また、武庫川では、アユをシンボルフィッシュに位置づけて、河川整備や環境改善に取り組むこととしており、関係機関や地域住民の方々と協力して、実施可能なものから取り組んでいくこととしております。

パンフレットの 5 ページ、6 ページをお開きください。目標の考え方につきましては、基本方針のところでご説明した内容と同様の記載となっております。

下の図ですが、ピンク、黄色、ピンクということで、将来、今回、現在と 3 段書きをしており、対策ごと、段階ごとの目標流量、現在の施設能力について記載しております。一番下のピンクが現在の能力、真ん中の黄色が今回整備計画で掲げようとしている整備目標の流量、一番上のピンクが将来の基本方針で定める規模です。

それでは、河川整備計画の目標流量をどのように設定したかということについて説明いたします。

河川整備基本方針の最終目標となります目標流量は、基本方針において毎秒 4,690 立米と定めております。この基本方針の最終目標に向けまして、中間段階となる今回の整備計画では、目標流量を毎秒 3,510 立米としました。これに対して現在の施設能力は毎秒 2,720 立米です。この目標流量を検討するに当たりまして、武庫川と河川の規模や状況が同じような他の河川の目標流量を参考にして目標流量は設定しております。

資料 2-1、整備計画本文の 43 ページをお開き願います。中ほどに写真がございますが、これは武庫川に隣接する猪名川の氾濫区域と武庫川の氾濫区域を重ねたものです。尼崎市域において重なっておりますので、武庫川の目標水準を定めるに当たりましては、猪名川の安全度との整合を考慮しております。

隣の表は、全国上位 15 河川の河川整備計画の目標水準を表したものです。計画が未策定のものもございますが、これら上位クラスの国管理河川、武庫川と氾濫区域を共有する猪名川の目標水準のどちらも戦後最大洪水を目標水準に置いております。ビデオでも紹介しましたように、武庫川は、想定氾濫区域内の人口、資産ともに全国第 10 位の規模と、国管理河川と肩を並べるほどの重要な河川です。このようなことを考慮し、武庫川での目標水準を戦後最大洪水としました。

次に、武庫川の戦後最大洪水とはどういうものになるのかということです。42 ページのグラフは、過去に降った雨の量を基にして甲武橋地点における流量を計算し、流量が多いものから順に並べたものです。流量が最も大きなものは、昭和 36 年 6 月 27 日の洪水です。その時の流量は、計算流量になりますが、毎秒 3,510 立米となっております。従いまして、武庫川においては、戦後最大の洪水である昭和 36 年 6 月 27 日洪水と同規模の洪水から沿川住民の生命や財産を守ることとしまして、目標流量を毎秒 3,510 立米としました。

なお、計画の期間ですが、41 ページに記載のとおり、下流部築堤区間の安全性向上を早期に進める考え方で、最短の 20 年という期間を設定しております。

続きまして、57 ページ、58 ページをお開き願います。

57 ページの表は、河川整備計画に位置づけた事業実施区間の一覧です。58 ページは、その位置図となっております。丸の番号が 1 から 18 までですが、それぞれ図と表が対応しております。この中には、これまで説明した事業以外にも、例えば 1 にある下流部掘込区間での河床掘削とか、2 の中流部武田尾での溢水対策、3 以降の上流部及び支川での河道掘削や堤防強化など、多くの事業を位置づけております。

の下流部掘込区間、生瀬大橋の上流については、その下流と同等の整備がまだ終わっていない状況ですので、当面は整備済み区間と同じ水準の流量を安全に流すことを目標に、未整備区間の整備を行って行きます。ただ、当該区間も、戦後最大洪水というものを目標水準にしておりますので、これを目標に整備を進めて行きます。

の武田尾地区を含む中流部におきましても、下流部と同様に戦後最大洪水を目標水準に溢水被害の防止を図ることとします。ここでは、現在も平成 16 年洪水に対応する再度災害防止対策

につきまして地元調整を進めているところです。当面は、再度災害防止を目標にして行くこととしております。

武庫川の上流部とか支川については、平成 16 年の洪水を始めとして、その他に上流部では平成 8 年にも大きな洪水があり、被害が発生しておりますので、下流との安全度の調整を図りながら整備を進めたいと考えております。

なお、川底を掘り下げる河床掘削を今回下流部築堤区間では行いますが、川の中にある橋梁の橋脚とか、潮止堰、床止め等の施設への対策も必要となってきます。橋梁は、河川管理者と補強、改築の方法を今後調整していくこととしております。また、潮止堰や床止めにつきましては、井戸などの利用者に対する補償などについて適切に対応して、撤去や改築を行っていくこととしております。特に、阪神電鉄直下流の潮止堰につきましては、河道掘削に伴い撤去することとしております。

62 ページをお開きください。これまで説明しました事業についての実施概要を一覧表にまとめております。これは、河川、流域、減災の各対策の大まかな実施時期、整備に伴う効果量、河川整備基本方針との関係などについてまとめております。兵庫県では、河川整備計画に位置づけた全ての施策や事業を計画期間の 20 年で完遂できるよう取り組んでいきます。

治水対策につきましては、もう 1 点説明させていただきたいことがございます。河川整備計画は、基本方針の最終目標に至る中間段階での整備目標となります。しかし、最近の豪雨による洪水被害を見ておりますと、河川整備による整備だけで足りるとは言い切れないような状況です。ご記憶にも新しいかと思いますが、平成 21 年 8 月に兵庫県の西播地域の佐用川で過去に経験したことのない大きな洪水が発生しました。家が流され、避難途上で人命が失われるなど大きな被害を受けております。

このように、過去の実績を超えるような大きな洪水が兵庫県内で発生している現状を踏まえますと、多くの人口、資産を抱える武庫川においては、洪水に対して整備計画よりもさらに安全度の向上が必要と考えております。このため、時間がかかるとしました千苅ダムの治水活用とか、武庫川峡谷での新規ダム建設につきましても、その必要性、実現可能性の検討は継続して行きたいと思っております。

次に、パンフレットの 19 ページをお開き願います。景観、河川利用、水質について記載しております。

景観については、川が本来有する自然景観を基調として武庫川らしい景観の保全、創出に努めていきます。河川利用につきましては、河口部で潮止堰の撤去などにより汽水域が拡大され、干潟が生まれます。そこで、これらを活かした魅力ある水辺づくりとそれらとのふれあいの方法とか、高水敷の利用の方法などにつきまして、地域の方々や河川敷を利用されている方々と話し合いながら検討して行きたいと考えております。また、水質の向上を図るため、例えばわかりやすい水質指標による調査とか、水生植物による自然浄化機能の向上にも取り組み、さらなる水質の向上に努めていきます。

20 ページには、利水に関する事項について整理しております。正常流量については、豊かな流れを守るため、合理的な水利用が行われるように働きかけていきます。また、緊急時の水利用としましては、湯水時の利水者間調整に努めるとともに、震災などの緊急時にも川の水が利用できるよう取り組みます。また、健全な水循環の確保を目指しまして、流域の保水、貯留、地下水涵養機能の保全に努めて行きます。

以上が河川整備計画の補足説明です。

続きまして、資料 2-4、武庫川流域総合治水推進計画について説明させていただきます。先ほどから何度か話題に出てきております総合治水推進計画ですが、流域対策や減災対策は流域市の協力を得て進める必要があることから、平成 22 年 11 月 22 日に兵庫県と流域市で構成する推進協議会を設置しまして、その共同計画として策定したものです。

3 ページでは、減災対策の基本的な考え方について記載しております。これまでの説明、ビデオとも重複しておりますので省略させていただきますが、補足説明としまして、下段の記述は、平成 21 年 3 月の県民モニターを対象としたアンケート調査において、武庫川下流部の築堤区間が含まれる阪神南県民局管内で調査した結果で、約 9 割の人がハザードマップに対する関心が低いという結果が出ております。武庫川下流域は、過去に武庫川からの被災経験がございませんので、住民の方々の水害に対する関心が低いということが大きな課題だと思えます。

それを示しているのが、図 1.2 です。過去に水害実績がある円山川流域の豊岡市などでは、住民の方々も水害実績などからそのリスクをよく認識されておりますが、過去に水害実績のない武庫川下流部築堤区間などでは、水害のリスクを認識していただくところから始めていく必要がございます。このため、住民の方々と行政が水害リスクを認識し、減災対策を実施していくことが重要と考えております。

このような背景から、流域市と地域の方々が協力して、水害が発生した場合に被害を最小化する減災対策について、より一層の充実が求められます。減災対策につきましては、ハード整備と違ってソフトが主な取り組みとなって行きますので、私ども河川管理者だけでなく、市とも連携して、また地域の皆様とも一緒に進めていくことが必要であると認識しております。

次に 5 ページの計画目標です。第 1 節で、流域全体を対象区域とするということ、第 2 節で、計画期間を 20 年とすることを記載しています。

第 3 章は、流域対策の内容です。表 3.1 に流量配分の表がございますが、これは整備計画と同様の内容となっております。基本方針の目標についても併せて記載しております。

6 ページには、目標貯留量を示しております。これにより、兵庫県と市それぞれが各施設を整備、管理、機能を維持していくことを示しております。表 3.2 には市域ごとに目標貯留量を記載しております。これは、流域全体で兵庫県と市が流域対策を進めていくということを示している重要な表です。

表 3.2 のすぐ上の文章で、「なお、市が管理する学校、公園等の公共施設の整備は、治水対策とその効果を考慮した費用負担のあり方などについて検討したうえで実施する。」と記載してお

ります。学校や公園を活用した流域対策は、兵庫県と市で推進していくものですが、各自治体によって流域内の所有施設の数に差がございます。施設の所有者が負担して整備するという考え方でいきますと、自治体間で不公平感があるという状況が顕在化しました。さらに、武庫川流域では、地形や市街化の状況など流域の特性から、下流低平地に位置する市では流出抑制による受益がある、また、上流丘陵地に位置する市は排出者となっているように、それぞれが河川への流出抑制に対して異なった立場をとっているという特徴もございます。

これらのことから、武庫川におきましては、受益の程度と流出量の程度、また地先への効果などを勘案しまして、流域市の費用負担割合を協議し、各市が負担について合意した上で整備を進めることにしております。

9 ページ以降 12 ページまでには、減災対策の 4 本柱である「知る、守る、逃げる、備える」の項目ごとに具体的な取り組み方策を記述しています。その内容につきましては、ビデオと重複しますので割愛させていただきます。

13 ページ以降には参考資料を添付しております。参考資料は、減災対策を進めていく上でのイメージとするために具体的な事例を添付しております。

以上、長くなりましたが、私からの説明を終わらせていただきます。

道奥委員長 フォローアップ委員会の下敷き、枠組みになります基本方針とか整備計画、総合治水推進計画等についてご説明いただきました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見あるいはご質問をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

北添委員 この計画書をずっと見まして、すばらしい内容にまとまっていると思っておりますが、2 つほど疑問がありました。

ダムを活用ですが、青野ダムは活用の中に入っていて、千叡ダムや宝塚市の川下川ダムなどのダムは、その辺のところの協力が得られていないような表現ですが、この辺りがどういう経緯なのかお聞きしたいと思います。千叡ダムに関しましては、湯水リスクがあるということで表現がされていますが、戦後最大級の洪水とかが予測される場合にはこういうことを踏まえるべきじゃないかなと、単純に素人意見ですが、疑問を感じました。

それから、減災対策で、水害リスクの認識が薄いということで表現されていますが、今日の朝日新聞に群馬大の片田教授の記事が載っていました。大人に説明してもほとんど効果がない、子供にその辺を植えつけていかなとなかなか難しいのではないかとのことです。子供に教えると、10 年後に大人になって、20 年後に親になり、その時点で初めて効果を発揮すると言われております。武庫川の計画はちょうど 20 年ですので、そういう視点を盛り込んでいくと非常に良いのではないかと思います。そういう点では、子供を川に近づけるようなことをぜひ考えていってほしいと感じております。

道奥委員長 2 点ご質問で、ダム活用に関しましては、流域委員会の方でも随分時間をかけて審議いただいたところです。概括的に説明をいただければと思います。それから、減災対策につき

ましては、若い世代といいますが、小中学生ぐらいが1つのポイントじゃないかと。これはご意見だと思いますが、その辺りにつきましてお答えいただけますでしょうか。

笹倉室長 1点目のダムを活用ですが、青野ダムは活用しているのに、千苅ダム、川下川ダムについては計画に載っていないというご質問だと思います。青野ダムにつきましては、現在利水と併せて治水にも活用しております。そのために、活用方法を変えていくといいますが、検討によって治水容量を増やしていくということが比較的簡単に対応できますので、取り組んでおります。なお、他の千苅ダムと川下川ダムにつきましては、利水ダムということで、そこへ治水を乗せるということについては、ダムの管理者の了解を得てからとなりますので、同意を得るには時間がかかると考えております。

それと、減災対策について、貴重なご意見ありがとうございます。かつてよりそのような意見を片田先生が言われていたということ認識しております。佐用川、また今回の津波も含めまして、逃げることの重要性が多くの方に認識していただけたのではないかと考えています。特に子供に教育して、まず子供から逃げようということを働きかけることは重要だということ我々も認識しておりますので、ぜひそのような点につきましても取り組んでいきたいと考えています。北添委員 利水目的のダムですが、まだ話し合いのテーブルにもついていないのですか。

笹倉室長 千苅ダムにつきましては、一部事務レベルの協議はしておりますが、大きな話ですので、まだ正式協議をするには至っておりません。

北添委員 前向きには考えているということですか。コメントしにくいようでしたらよろしいです。

笹倉室長 努力します。

道奥委員長 ダムについては、随分時間をかけて議論をいただいて、河川管理者さんの方でもダムの管理者といろいろやり取りをしていただいているようですが、今の時点で治水のための装置がないということと持ち主があるという2つが大きな点かと思えます。

減災対策につきましては、まさに総合治水の中で、今ご指摘がありましたようなご意見も含めて、フォローアップ委員会の中で議論して、効果が上がるような意見交換をしていく内容そのものではないかと思えます。

その他、ありませんか。では、大北委員お願いします。

大北委員 私の住んでいるところは道場町で、千苅ダム、青野ダム、丸山ダム、それから川下川ダムは少し下流になりますが、中流部の河道掘削につきましては、三田のニュータウンが開発される時に、山を削るから水害が心配されるということで、河道掘削をする計画がありました。今のところ、当地域では半分ぐらいの河道の掘削しかされていない。あと倍ほどするという計画で話を聞いていましたが、それがそのままになっています。23号台風の時に、羽束川と千苅ダムの水と武庫川の水とが合流する地点ですが、その付近では床上浸水までありました。その辺の水害の実績というのがこの資料では余り載っていない。その辺のところを心配します。

それから、ダム放流の件があります。天気予報によってダムを放流するわけですが、放流する時のサイレンの吹鳴の方法が、丸山ダムでは自分のところが放流する以前に鳴らすと。それまでに川の水が相当増えています。ダムのサイレンが吹鳴するという看板が立っておりますので、危なくなればサイレンが鳴るものだとして理解している方がいると思います。そういう意味で、吹鳴の時間はどのような基準で決めているのか。都賀川の例がありました、その辺のところをもう少し詳しいお話を聞かせていただきたいと思います。

道奥委員長 前半部分は、当局はもちろん把握されているわけですが、この資料の中で必ずしもわかりやすい状態ではないというご指摘であったかと思えます。実際に事業を進める上においてどういう順番でやっていくかということなどもこの中で議論していくことになるかと思えますが、今の点につきまして河川管理者の方でいかがでしょうか。後半は、これから議論していく内容そのものかと思えます。

笹倉室長 申しわけございません。今具体的に状況がわかりませんので、また調べましてお返事させていただきたいと思えます。

道奥委員長 いろいろご懸念があろうかと思えますが、その事実がキャンセルされることがないように、お気づきになりましたら、その都度ご指摘いただきたいと思えます。

大北委員 それで結構ですが、フォローアップ委員会そのものがそういう計画を検証していく委員会だと思えます。今までのところではフォローアップのところは抜けていた。それが今回できたということで非常にありがたいと思っております。

道奥委員長 そういうことをやろうとしております。

続きまして、室屋委員の方からお願いします。

室屋委員 私は西宮市の一番下流域ですが、今のところ一番関心のあるところは、武庫川の改修に当たって津波がどうだろうという声が出ております。資料 2-1 の 19 ページに津波対策とあり、一番下の行に、津波災害研究会の平成 12 年、また次のページで、平成 15 年ということで、その想定から大丈夫であろうとされているわけです。しかし、東日本の大震災の時の大きな津波、想定外の津波があったということで、国としても、東南海・南海地震における津波の規模をもう一度見直しをやっていると思えます。この中で、津波対策をもう一度見直すということもあり得るのかどうか、このままいくのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

笹倉室長 津波につきましては、東日本の震災を受けて、現在国が設置しております中央防災会議でどうするのかということが検討されております。基本的にはそこで出された結果をもちまして、詳細な対応を検討すべきと考えております。ただ、結果が出るのに 1 年ほどかかると言われております。

そこで、住民の皆様も非常に関心があり、本当に大丈夫なのかということを受けまして、東北の地震、マグニチュード 9 が生じた場合に安全なのかということと人と未来防災センターの河田センター長の試算によりますと、現在想定しておりますのが安政南海地震、マグニチュード 8.4 ですが、それが 9.0 になったら、恐らく津波の高さが 2 倍程度になるのではないかと言われてお

ります。武庫川で試算しましたら、2倍になった場合に、津波高がT.P.、東京湾での高さですが、+3.6mとなっております。武庫川の堤防高がT.P.+6.4mとなっておりますので、計算上は大丈夫という結果が出ております。ただ、河川に対してどのように遡上していくのか、細かな点もこれから出されていくと思いますので、そういったことについては中央防災会議の結果を受けて検討して行きたいと考えております。

道奥委員長 他にはありませんか。では、竹林委員お願いします。

竹林委員 河道掘削のことでちょっとお聞きしたいのですが、多くの場所で河道掘削をやられるかと思えます。河道掘削の断面の例が幾つか出ていますが、基本的には河積を確保するための掘削だと思えます。ここに示されているのは、河積を確保すればこういう形になりますという例であって、この形に切るとというのが完全に決まっているわけではないという理解でよろしいでしょうか。

勝野課長補佐 そのとおりです。河床変動特性をある程度踏まえた上で形を決めていかないと、切ってもすぐ埋まってしまうようではだめですので、その辺りは検討の余地があるということです。

道奥委員長 まだあろうかと思えますが、先ほど来のご意見にはこれからのことに関することも随分多くございましたので、資料3の「今年度の取組状況および今後の予定」というところをご説明いただき、さらにご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

勝野課長補佐 資料3の「今年度の取組状況および今後の予定」というA4横の1枚の資料の説明をさせていただきます。

今年度より河川整備計画に基づき事業着手したところです。現在、下流部築堤区間において地元への説明、周知などに努めながら、実施計画及びこの区間を含む全体計画の作成などに取り組んでおります。今回は、このペーパーで、今年度の取組状況、当面の予定について説明をさせていただきます。

先に裏面をご覧ください。整備計画を策定したばかりですので、現在、主に広報、周知に力を入れてやっております。グラフでは、バーチャートになっておりますが、5月から各団体の役員の方、9月12日からは沿川住民とか河川敷の利用者の方などを対象に、地元説明会を実施しております。各団体の役員さんなどには40回予定していますが、現在の段階では22回終わり、900人ぐらいの方に説明をさせていただいております。沿川住民の方、河川敷の利用者の方などへの説明会は、9月12日から始めております。本日も、14時から西宮の鳴尾東公民館で実施します。これは合計7回予定しております。また、9月15日と17日には現地で説明会をやる予定しております。7月には、河川敷に、実際に利用されている方にも目につくようなところに広報看板を合計21基設置しております。そこには本日参考資料としてお配りしたリーフレットを設置したり、そのうちの6基にはアンケート用紙も設置して、意見募集箱も併せて設置しております。これ以外にも、出前講座とか、パンフレット、リーフレット、ホームページ、広報誌を使った広

報にも努めているところです。9月23日には、冒頭説明させていただきましたシンポジウムを開催することとしております。

フォローアップ委員会は、今回第1回ということで、設置をさせていただきました。第2回につきましては、下流部築堤区間の実施計画のおおむねの方向がまとまり、全体の工程表などができた段階で開催させていただきたいと思っております。その際には、PDCAサイクルに関する仕組みなどについてもお示ししたいと思っております。このような関係から、第2回の開催は年度末ごろになると考えております。

表に戻りまして、河川対策、流域対策、減災対策、環境調査ということで、現在の取り組み状況を書かせていただいております。

まず、下流部築堤区間におきましては、今年度から測量、調査、設計を実施して、来年度の工事着手を目指しております。8月25日には、3行目に書いております武庫川河川整備地域懇談会を設置しまして、下流部の河川敷利用のあり方などについて、学識経験者の方とか地域住民の方から意見を聞いているところです。ここで、具体の利用のあり方などを含めて、護岸の形式とか高水敷の切り方を考えていきたいと思っております。堤防強化につきましては、平成18年度から継続して取り組んでおり、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

下流部掘込区間につきましては、河床掘削等の対策に向けて、今年度は調査、設計を実施します。その下の上流部及び支川です。大堀川、天神川、荒神川、上流武庫川と書いてありますが、これらにつきましては、橋梁の架け替えとか、堤防強化、河床掘削などを実施して行きます。

前後しますが、先ほどの整備計画、資料2-1の58ページと対応して見ていただけるとわかりやすいと思います。

流域対策につきましては、学校貯留とか、公園、ため池貯留の部分です。まず、兵庫県が取り組む部分としまして、宝塚東高校、旧武庫荘高校で具体の工事に今年度から入っていくことにしております。これと並行して、管理マニュアル(案)なども作成していこうと思っております。市の施工分とか、ため池貯留につきましては、先ほども説明させていただきましたが、費用負担のあり方とか、管理マニュアルなどについて、まず素案をつくって、関係者、市などと協議していきたいと思っております。

減災対策につきましては、手づくりハザードマップということで書かせていただいておりますが、減災対策を進める上で、具体的に地域の方々に取り組んでいただくということが重要と考えております。各市で1箇所以上のモデル地区として、現在7箇所のモデル地区を選定しておりますが、そこでモデル的にやっていきたいと思っております。

最後に、環境調査で、アユに関する基礎調査、峡谷環境調査とございます。アユにつきましては、平成21年度から、シンボルフィッシュであるアユが遡上する川づくりに取り組むため、まず、アユに関する基礎調査、データがございませんのでこれを調べるということで、取り組んでまいりました。今年が3年目になりますので、今年度末には3ヶ年の調査結果を集約して、分析していきたいと思っております。峡谷環境調査につきましては、峡谷での新規ダム建設につい

て、必要性、実現可能性を継続検討するということを説明させていただきましたが、環境に与える影響が大きいので、それについてきっちり説明できる資料をつくるため、貴重種の移植実験とか、移植後のモニタリング調査を平成 18 年度から実施しております。これにつきましては、引き続き取り組んでいく予定としております。

以上です。

道奥委員長 先月に整備計画ができ、多くの施策、事業がこれからという段階です。すなわち、このフォローアップ委員会で対象とする素材がこれから集まり始めるという状況です。先ほど来具体的なご指摘、ご意見もちょうだいしましたが、そういうフォローアップの素材が集まりました第 2 回委員会の時に、重ねていろいろご意見をいただきたいと思います。全体的に整備計画、ただいまのスケジュールにつきまして、ご意見とかご質問がありましたらお願いします。

竹林委員 全体の計画は今つくっているところだと思いますが、全体というのは 20 年間の計画という意味ですか。

勝野課長補佐 はい。

竹林委員 それは次回に出てくるものだという認識でよろしいでしょうか。

勝野課長補佐 次回にはお示ししたいと思っております。

宇田川委員 資料 1-1、委員会の所掌事務というところで、河川整備計画に記載されているものの実施状況に関するチェックと、P D C A そのものの仕組みに関する話、今年度何を実施するかについては、資料 3 を見て、より具体的な話は第 2 回委員会にしましょうということで、第 2 回の時に今回のように非常にわかりやすい資料がまた出てくる。委員会自体も、県民の方々、あるいは報道の方々がおられて、非常に開かれたものになっているかと思いますが、ここに来られない方もおられますので、広く県民の方にどこかのタイミングで、委員会資料とは別にホームページ等で、今このように進捗しているというフォローアップ委員会のレポート的なものをつくっていただければと提案します。

もう 1 つは、県民の方は多様な方がおられます。今日、9 月 23 日のシンポジウムのピラを拝見しましたが、裏の申込用紙に備考で、手話通訳の希望の方、あるいは車いす使用の方という記載がございますが、これは非常にすばらしいなと思いました。というのも、治水で言いますと、特にリスクが高いのは、まさにこうした聞こえない方、車いすの方ですので、そういった方に対しても開かれた形でフォローアップ委員会の運営をお願いできればと思います。

道奥委員長 ありがとうございました。では、上楠木委員お願いします。

上楠木委員 次回に向けてのお願いですが、P D C A サイクルで回すということで、できるだけ具体的な数値を上げてわかりやすくやっていただきたい。先ほど他の委員の方がおっしゃった、20 年の計画で具体的にどのように数字を上げていくのか。例えば、公園とか学校での目標貯留量というのも、全体の学校に対して何校ぐらいでやろうとしていて、それが具体的に 20 年の間でどのように進捗するのかというような数字、あるいは河道で吸収する分、これは確実に数字が上がるとは思います。さらに言うと、地域の住民との連携ということに関して、関連する団体数と

か、関わっている人の数、その中身、要するに計画に基づいてどういうふうに進展していったかという経過がわかるようにということです。

逆に言うと、それをモニタリングするために、今9割位の方は余り意識をしていないというのがありました。それがどういうふう改善していつているのか、PDCAサイクルの具体的な目標数値、あるいは成果としてくみ上げるようなご検討をお願いできたらありがたいと思います。道奥委員長 重要なご指摘、ありがとうございます。定刻が参りましたので、余り時間がないのですが、もし意見がございましたら、あと1点ぐらいお願いしたいと思います。

では、関委員をお願いします。

関委員 推進計画の3ページのところで説明がありましたように、ハザードマップへの関心が低いと。9割ということで結果が出ていますが、今後整備工事に入られる時に、当然私ども市の方の職員も携わっていくわけですが、減災対策への流域市なり住民の意識の向上というか、地元住民というのは、計画論だけでは洪水の危険度をなかなか認識しにくい。地元具体的な工事が入った時に、どういうリスクを住民が負っているかということを感じるとい状況になると思いますので、地元説明会の時にも、既にやられているかもわかりませんが、そういう減災意識に対するアンケートとか意見聴取をされて、どういう状況であったかということについてもフォローアップ委員会に提出していただいたら、21年度からどういう形で減災意識が地元住民にも高まっていつているかということが評価できるのではないかと思いますので、その辺のところをよろしくお願い申し上げます。

道奥委員長 その辺りもぜひご検討いただきたいと思います。

進行がまずくて、定刻を過ぎてしまいました。まことに申しわけございません。まだご意見があるかと思いますが、お約束の時間ですし、あと、傍聴からもご意見をいただきたいと思いますので、とりあえず議事は終了させていただきます。

会議の冒頭に事務局から説明がありましたように、施策や事業を進めるための参考として傍聴の皆様から発言を賜りたいと思います。最大10分程度ということで、時間を区切って申しわけございませんが、1人3分以内で、ご発言ご希望の方、お願いいたします。

では、お願いします。

傍聴者 尼崎から来ました吉田です。

こういう形でフォローアップ委員会があって、計画を開かれた感じで進めていくというのは非常にうれしいことです。協働と参画の川づくりがこれから始まっていくだろうと思いますが、市民にどれだけ情報を開示していただけるのかというのが1つの大きな柱になるかと思っています。この中で、学識経験者なり地域の活動団体に報告するというふうには書かれていますが、そうではなしに、防災マップに関心が薄いというのも、1つは、そういう情報が市民に公開されていないから、伝わっていないから、関心が薄いのではないかという思いもあります。

もう1つは、計画がこれから推進されていくのですが、この会議が、計画を推進する前段と途中で、推進した結果を評価されて、計画を見直すということも当然必要なことじゃないかと思

ます。冒頭のところで、計画については云々というふうな話があったと思いますが、今日のお話を聞いていても、社会の状況、大震災なり何なり、状況が変われば、計画も見直すということをごどこかでやっていただきたいなと思います。それがこの委員会の役割かどうか分かりませんが、市民が思っている思いが計画に反映されて、計画段階だけの市民参加ではなしに、実行段階の市民参加をぜひ実現してほしいと思います。

道奥委員長 その他にございますでしょうか。

もう1点、兵庫県の県会議員で、河川審議会委員の徳安淳子議員からお手紙を預かっております。このフォローアップ委員会に対しましてのご挨拶ですが、一文だけご紹介させていただきたいと思います。

「最近の想定外の自然災害を踏まえ、まさに時宜を得た委員会と拝察いたします。兵庫県の総合治水と十分連携をとらせていただき、武庫川の周辺住民が安心して居住できる整備につながりますことをご期待申し上げます。」

そういったご挨拶文をいただいております。委員の皆様への感謝の意をお伝えいただければということで、お伝えしました。

以上で全て終わりましたので、進行を事務局に返させていただきます。

脇舛副課長 道奥委員長、ありがとうございました。

最後に、事務局より連絡事項がございます。

勝野課長補佐 事務局からのご連絡、お願いでございます。本日の議事録、骨子につきましては、後ほど作成して、委員長、服部委員にご確認いただきたいと思います。

第2回の委員会の予定ですが、先ほど工程のところの説明させていただいたとおり、全体的な工程のできぐあい、またP D C Aサイクルの進行管理の仕組みの検討などがある程度できました段階で設定したいと思っております。今の段階では、年度末ごろを考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

脇舛副課長 これで第1回委員会を終了いたします。委員の皆様、大変ありがとうございました。

(別紙)

第1回 武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会 出席者名簿

【委員】

敬称略・順不同

区分	氏名	所属等	備考
学識 経験者	宇田川 真之	人と防災未来センター主任研究員	
	上甫木 昭春	大阪府立大学大学院教授	
	竹林 洋史	京都大学防災研究所准教授	
	服部 保	兵庫県立大学教授	
	道奥 康治	神戸大学大学院教授	
地域 住民等	関 恒雄	尼崎市都市整備局参与(土木担当)	
	垣崎 芳博	三田市都市整備部長	欠席
	室屋 俊一	西宮市鳴尾東コミュニティ協議会会長	
	市嶋 弘昭	篠山市古市地区自治会長会会長	
	大北 慶隆	公募	
	北添 慎吾	公募	

(は委員長)

【河川管理者（兵庫県）】

氏名	所属等	摘要
田中 稔	県土整備部 土木局長	
糟谷 昌俊	県土整備部 土木局 河川整備課長	欠席
宮永 和幸	県土整備部 土木局 河川整備課 課長補佐兼都市河川係長	
鈴木 茂伸	〃 都市河川係 主査	
恒藤 博文	県土整備部 土木局 総合治水課 計画係長	
岸原みゆき	〃 調査環境係	
徳村 秀一	神戸県民局 神戸土木事務所 河川課 主査	
雨宮 功	阪神南県民局 尼崎港管理事務所 副所長	
山田 弘	阪神北県民局 宝塚土木事務所 主幹兼河川砂防課長	
伊藤 晃彦	〃 河川砂防課 課長補佐	
木田 泰稔	〃 三田業務所 課長	
衣笠 秀隆	丹波県民局 丹波土木事務所 河川砂防課 主任	

【県関係部局（オブザーバー）】

氏名	所属等	摘要
谷口 和行	農政環境部 農林水産局 農村環境室 主査	
藪本 和法	県土整備部 まちづくり局 景観形成室長	

【流域市（オブザーバー）】

氏名	所属等	摘要
高田三四郎	神戸市 建設局 下水道河川部 河川課長（代理 計画調整係 長岡 俊明）	
梶井 巖夫	尼崎市 都市整備局 河港課長	
上野 史雄	西宮市 土木局 下水道部 下水計画グループ長（代理 係長 田中 淳司）	
西川 孝一	伊丹市 都市基盤部 都市基盤室 下水道課長（代理 副主幹 柳澤 守）	
足立 孝博	宝塚市 都市安全部 危機管理室 水政課長	
本荘 敏和	三田市 都市整備部 整備室 道路河川課長	欠席
赤井 毅彦	篠山市 まちづくり部 地域整備課長	

【事務局（兵庫県）】

氏名	所属等	摘要
笹倉 康司	県土整備部 土木局 武庫川総合治水室長	
脇舂 和生	県土整備部 土木局 総合治水課 副課長兼調整係長	
幾田正一郎	〃 調整係 主任	
勝野 真	県土整備部 土木局 武庫川総合治水室 課長補佐兼武庫川企画係長	
三宅 広昭	〃 武庫川企画係 主査	
首藤 充良	〃 〃	
平塚 康嗣	〃 〃	
杠 典英	阪神南県民局 西宮土木事務所長	
樋口 和夫	阪神南県民局 西宮土木事務所 武庫川対策室長	
當舎 良章	〃 武庫川対策室 武庫川事業課長	
堀江 淳二	〃 〃 武庫川事業課 課長補佐	